

平成27年度五戸町青年就農給付金給付要綱

(趣旨)

第1条 町は、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）に基づき、平成27年度予算の範囲内において、新規就農者に青年就農給付金（経営開始型）（以下「給付金」という。）を給付するものとし、その給付については国実施要綱に定めるもののほか、この要綱の定めるところによるものとする。

(給付金の対象者の要件)

第2条 給付金の対象となる者（以下「給付対象者」という。）の要件は、国実施要綱別記1第5の2（1）に規定するとおりとする。

(給付金額及び給付期間)

第3条 給付金の額及び給付期間は、国実施要綱別記1第5の2（2）に規定するとおりとする。

(青年等就農計画等の承認)

第4条 国実施要綱別記1第7の2（1）に規定する青年等就農計画等の審査の結果の通知は、計画承認通知書（様式第1号）又は計画不承認通知書（様式第2号）により行うものとする。

(給付金の給付申請)

第5条 国実施要綱別記1第6の2（3）に規定する給付の申請（以下「給付申請」という。）は、半年分を単位として行うこととし、申請の期日は、町長が別に定める期日とする。

2 前項の規定に係わらず、町長が必要と認めるときは、1年分を単位として給付申請することができる。

(給付金の給付決定)

第6条 町長は、給付申請があったときは、その内容を審査し、適当を認めるときはその給付を決定し、青年就農給付金給付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の決定をしたときは、当該給付決定の日と同日に給付請求があったものとみなして給付金を給付するものとする。

(就農状況の確認)

第7条 国実施要綱別記1第7の2(4)に規定する就農状況の確認は、就農状況確認チェックリスト(様式第4号-1、様式第4号-2及び様式第4号-3)により行うものとする。

(給付の中止及び休止)

第8条 町長は、国実施要綱別記1第7の2(5)の規定により給付金の給付を中止するとき、又は、同項(6)アの規定により給付金の給付を休止するときは、青年就農給付金給付中止(休止)決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、国実施要綱別記1第7の2(6)イの規定により給付金の給付を再開するときは、青年就農給付金給付再開決定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(給付金の返還)

第9条 五戸町補助金等の交付に関する規則(平成16年五戸町規則第45号。以下「規則」という。)第15条及び第16条の規定は、国実施要綱別記1第5の2(4)の規定により給付金を返還する場合において準用する。

(返還免除)

第10条 町長は、国実施要綱別記1第7の2(7)の規定により給付金の返還を免除するときは、青年就農給付金返還免除承認通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。

(立入調査等)

第11条 規則第18条の規定は、給付対象者について準用する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月18日から施行する。

(様式第1号)

五農林第 号
年 月 日

様

五戸町長 印

計画承認通知書

年 月 日付で申請のあった下記の計画について、審査の結果、承認することとしたので平成27年度五戸町青年就農給付金給付要綱（平成27年五戸町告示第79号）第4条の規定により通知します。

記

1. 計画の種類	青年就農給付金（経営開始型）に係る青年等就農計画等
2. 経営開始時期	年 月 日
3. 青年就農給付金給付 対象予定期間（全体）	年 月 日～ 年 月 日
4. 備考	

(様式第2号)

五農林第 号
年 月 日

様

五戸町長 印

計画不承認通知書

年 月 日付で申請のあった下記の計画について、審査の結果、承認しないこととしたので平成27年度五戸町青年就農給付金給付要綱（平成27年五戸町告示第79号）第4条の規定により通知します。

記

1. 計画の種類	青年就農給付金（経営開始型）に係る青年等就農計画等
2. 不承認理由	
3. 備考	

(様式第3号)

五農林第 号
年 月 日

様

五戸町長 印

青年就農給付金給付決定通知書

年 月 日付で申請のあった青年就農給付金については、下記のとおり給付することに決定したので平成27年度五戸町青年就農給付金給付要綱（平成27年五戸町告示第79号）第6条第1項の規定により通知します。

記

1. 給付額	円
2. 給付対象予定期間（全体）	年 月 日～ 年 月 日
3. 給付対象期間（今回）	年 月 日～ 年 月 日
3. 振込予定日	年 月 日
4. 振込先口座	
5. 備考	

就農状況確認チェックリスト

確認対象者住所:			
確認対象者氏名:			
青年就農給付金(経営開始型)給付の有無:	有	・	無
確認者所属・名前:			
確認日: 平成 年 月 日			

1 給付対象者への面談用 (これまでの状況について聞き取って下さい。)

ア 経営開始計画達成に向けた取組状況

a 経営規模について	①計画どおりの規模で経営している ・ ②概ね計画どおりの規模で経営している ③計画どおりに進んでいない。
------------	---

③計画どおりに進んでいない場合は、その理由と改善策について以下に聞き取る。

[理由]
[改善策]

b 生産量について	
[作物(畜種)名:]	①計画どおりの量を生産している ・ ②概ね計画どおりの量を生産している ③計画どおりに生産できていない
[作物(畜種)名:]	①計画どおりの量を生産している ・ ②概ね計画どおりの量を生産している ③計画どおりに生産できていない
[作物(畜種)名:]	①計画どおりの量を生産している ・ ②概ね計画どおりの量を生産している ③計画どおりに生産できていない

③計画どおりに進んでいない場合は、その理由と改善策について以下に聞き取る。

[理由]
[改善策]

c 売上高について	
[作物(畜種)名:]	①計画どおりの売上を計上している ・ ②概ね計画どおりの売上を計上している ③計画どおりの売上げを得られていない。
[作物(畜種)名:]	①計画どおりの売上を計上している ・ ②概ね計画どおりの売上を計上している ③計画どおりの売上げを得られていない。
[作物(畜種)名:]	①計画どおりの売上を計上している ・ ②概ね計画どおりの売上を計上している ③計画どおりの売上げを得られていない。

③計画どおりに進んでいない場合は、その理由と改善策について以下に聞き取る。

[理由]
[改善策]

2 ほ場(現地)確認用

(確認期間中の状況について記載して下さい。)

ア 耕作すべき土地が遊休化されていないか

遊休化されている土地はない ・ 概ね遊休化されている土地はない ・ 遊休化されている土地がある
作付期間外である

イ 農作物を適切に生産しているか

適切に生産されている ・ 概ね適切に生産されている
適切に生産されていない土地がある。(管理が不十分で雑草が生い茂っている土地がある。) ・ 作付期間外である

3 書類確認用

(これまでの状況について記載して下さい。)

ア 農業従事日数

日、	時間
----	----

イ 帳簿の管理状況

適切に帳簿をつけている	・	帳簿をつけているが、一部、記帳されていないものがある	・	帳簿をつけていない
-------------	---	----------------------------	---	-----------

4 総合所見

--

就農状況確認チェックリスト

確認対象者住所:
確認対象者氏名:
確認者所属・名前:
確認日: 平成 年 月 日

1 確認対象者本人への面談用 (これまでの状況について聞き取って下さい。)

ア 現在の職務内容・担当部門

職務内容		(具体的な業務内容)
担当部門		

現在の業務に従事するにあたり、課題だと考えている点や今後の目標について以下に聞き取る。

[課題]
[今後の目標]

2 雇用主への面談用

(これまでの状況について聞き取って下さい。)

ア 確認対象者の現在の職務内容・担当部門

職務内容		(具体的な業務内容)
担当部門		

確認対象者の就業実態を見て、課題だと考えている点や今後の目標について以下に聞き取る。

[課題]
[今後の目標]

3 書類確認用

(これまでの状況について記載して下さい。)

ア 出勤簿等(出勤状況のわかる書類)

予定どおり出勤している ・ 欠勤が多い ・ ほぼ欠勤している	
概ねの出勤状況	割程度

4 総合所見

--

就農状況確認チェックリスト

確認対象者住所:
確認対象者氏名:
確認者所属・名前:
確認日: 平成 年 月 日

1 確認対象者本人への面談用 (これまでの状況について聞き取って下さい。)

ア 現在の職務内容・担当部門

職務内容		(具体的な業務内容)
担当部門		

現在の業務に従事するにあたり、課題だと考えている点や今後の目標について以下に聞き取る。

[課題]
[今後の目標]

イ 継承等に向けた準備の状況

--

2 経営主への面談用

(これまでの状況について聞き取って下さい。)

ア 確認対象者の現在の職務内容・担当部門

職務内容		(具体的な業務内容)
担当部門		

確認対象者の就業実態を見て、課題だと考えている点や今後の目標について以下に聞き取る。

[課題]
[今後の目標]

イ 確認対象者の継承等に向けた準備の状況

--

3 書類確認用

(これまでの状況について記載して下さい。)

ア 農業従事日数(作業日誌で確認)

日、	時間
----	----

4 総合所見

--

(様式第5号)

五農林第 号
年 月 日

様

五戸町長 印

青年就農給付金給付中止（休止）決定通知書

年 月 日付け五農林第 号で承認した経営開始計画（青年等新規就農計画）に基づく青年就農給付金は、下記のとおり給付を中止（休止）することに決定したので平成27年度五戸町青年就農給付金給付要綱（平成27年五戸町告示第79号）第8条第1項の規定により通知します。

記

1. 給付対象予定期間（全体）	年 月 日～ 年 月 日
2. 給付中止（休止）期間	年 月 日～ 年 月 日
3. 給付中止（休止）理由	
4. 備考	

(様式第6号)

五農林第 号
年 月 日

様

五戸町長 印

青年就農給付金給付再開決定通知書

年 月 日付け五農林第 号で給付を中止（休止）した青年就農給付金は、下記のとおり給付を再開することに決定したので平成27年度五戸町青年就農給付金給付要綱（平成27年五戸町告示第79号）第8条第2項の規定により通知します。

記

1. 給付対象予定期間（全体）	年 月 日～	年 月 日
2. 給付中止（休止）期間	年 月 日～	年 月 日
3. 給付再開期間	年 月 日～	年 月 日
4. 備考		

(様式第7号)

五農林第 号
年 月 日

様

五戸町長 印

青年就農給付金返還免除承認通知書

年 月 日付で申請のあった青年就農給付金返還免除については、下記のとおり承認することとしたので平成27年度五戸町青年就農給付金給付要綱（平成27年五戸町告示第79号）第10条の規定により通知します。

記

1. 返還対象期間及び 金額（免除前）	年 月 日～ 年 月 日 円
2. 返還免除期間及び 金額	年 月 日～ 年 月 日 円
3. 免除事由	
4. 備考	